

週刊 企業経営

MAGAZINE

**WEBマガジン**

発行 税理士法人優和

1 ネットジャーナル**Weeklyエコノミスト・レター 2014年10月3日号**金融市場の動き(10月号)
～円安第3波、過去2回との違いは？**経済・金融フラッシュ 2014年10月3日号**10月ECB政策理事会：
強力な金融緩和の約束への期待は裏切られたが・・・**2 経営TOPICS****統計調査資料**労働力調査(基本集計)
平成26年8月分(速報)**3 経営情報レポート**相続税基礎控除縮減で課税対象者倍増
相続税改正の概要と事前相続対策**4 経営データベース****ジャンル:企業運営 サブジャンル:経費削減**経費削減に対する意識の持ち方
削減を検討すべき2つの費用

金融市場の動き(10月号)

～円安第3波、過去2回との違いは？

要旨

1 (為替) 8月中旬以降、急速な円安ドル高が進行し、一時110円を突破した。安倍政権発足期待を発端に円高が終焉して以降、今回は3回目の大きな円安局面(第3波)にあたる。今回は、第1波(12年11月～13年5月)や2波(13年10月～12月)でみられたような米長期金利の上昇トレンドが見られない一方で、米2年債利回りの上昇が顕著になっている。従来、政策金利の先行きを強く織り込む同利回りが利上げをテーマに上昇し、ドル高が促されたと考えられる。また、指標では確認できないが、GPIFの運用改革への期待や日銀の追加緩和観測が再び燃り始めたことも円安に影響しているとみられる。ただし、これらの国内要因は、第1波でのアベノミクスに伴う期待インフレ率上昇や第2波での貿易赤字拡大に比べてインパクトが乏しい。また、今後しばらくは第1波でみられたような期待インフレ率の大幅上昇や第2波で見られた

ような貿易赤字拡大は見込めない。従って、当面は米側の要因、すなわち利上げ観測の動向が最大の焦点となる。今後利上げが近づくにつれて米2年債金利が上昇することでドル高圧力が強まるが、今後もその時期やペースを巡って市場の観測が揺れ動き、ドル円レートを支配することになりそうだ。利上げ観測を反映しやすい米2年債利回りの動向に注目だ。

円安局面における各指標の変化幅

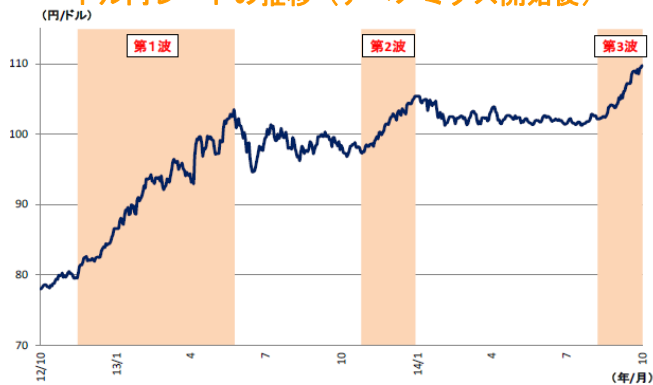
	米10年債 利回り (%)	米2年債 利回り (%)	米ダウ平均 株価 (ドル)	日本期待 インフレ率 (%)	日本貿易 赤字 (兆円)
第1波	+0.41	-0.02	+2582	+1.08	-0.8
第2波	+0.45	+0.06	+999	+0.10	-1.2
第3波	+0.01	+0.08	+535	+0.13	-0.9

(注) 円安局面のピーク直前5日平均と局面入り直前5日平均との対比(貿易赤字は各局面の月平均、第3波は14/8の値)

2 (日銀金融政策) 日銀は9月の金融政策決定会合で現行の政策維持を決定。黒田総裁は最近の景気下振れを認めたものの、これまで通り強気のスタンスを維持している。

3 (金融市場の動き) 9月はドルが急激に上昇、長期金利はやや上昇した。ドル高は足元やや調整したが、引き続き円安ドル高トレンドは変わらないと予想。ユーロドルはECBによる本格的な量的緩和観測が消えそうに無く、当面、現状付近での低迷を予想。

ドル円レートの推移(アベノミクス開始後)



(資料) Datastream

10月ECB政策理事会： 強力な金融緩和の約束への期待は裏切られたが・・・

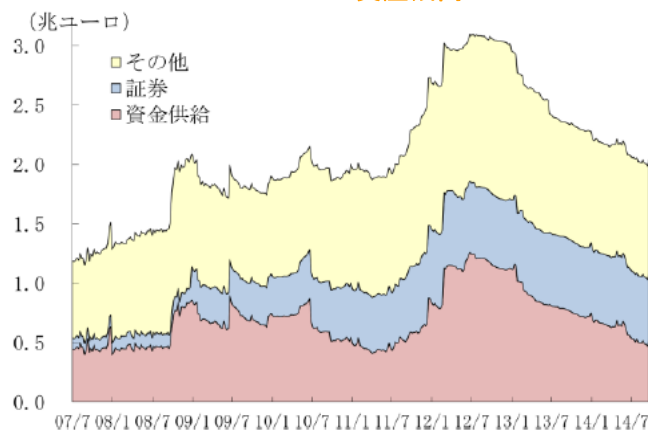
要旨

1 9月に導入を決定した民間資産買入れプログラムの詳細を公表

2日、欧州中央銀行（ECB）がイタリアのナポリで10月の政策理事会を開催した。ECBは前回9月の政策理事会で、今年6月に続く政策金利の引き下げとともに、ユーロ圏の非金融機関向けローンを裏付け資産とする資産担保証券（ABS）とユーロ圏の金融機関がユーロ建てで発行したカバード・ボンドの買入れを10月に開始することを決めた。

は826億ユーロと期待外れに終わった。

ECBの資産残高



(資料) ECB

2 民間資産買入れの期間は最低2年、買入れ目標額やペースは設定せず

2つのプログラムのうち、ABSPPは、シニア・トランシェと保証付きメザニン・トランシェを対象とする。ABSPPのシニア・トランシェとCBPP3は、適格担保要件に適合するユーロ建てでユーロ圏の居住者が発行し、ユーロ圏の居住者向け債券を裏づけ資産で、投資適格の最低ラインであるBBB-相当以上の格付けのものが対象となる。買入れは発行市場・流通市場の双方で行う。

4 強力な金融緩和の約束への期待は裏切られたが、ユーロ高の余地は当面限定

ユーロ圏のインフレ率は、9月は前年同月比0.3%で、8月の同0.4%から低下。最大の押し下げ要因は、同マイナス2.4%と下げ幅を拡大したエネルギーである。下落が続いた食品価格は9月に同0.2%のプラスに転じた。

ECBの資産残高



(資料) ECB

3 伸び悩んだTLTROの第1弾

バランス・シートを少なくとも7000億ユーロ、最大1兆ユーロ拡大することを目指すとするれば、TLTROの利用が伸びることも必要だ。TLTROは16年6月まで合計8回予定されているが、9月18日に実施された第1回の利用額

労働力調査(基本集計)

平成26年8月分(速報)

結果の概要

【就業者】

- 就業者数は 6363 万人。前年同月に比べ 53 万人の増加。20 か月連続の増加
- 雇用者数は 5600 万人。前年同月に比べ 38 万人の増加
- 正規の職員・従業員数は 3305 万人。前年同月に比べ 4 万人の減少。
非正規の職員・従業員数は 1948 万人。前年同月に比べ 42 万人の増加
- 主な産業別就業者を前年同月と比べると、「建設業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」などが増加

【就業率】

- 就業率は 57.4%。前年同月に比べ 0.5 ポイントの上昇

【完全失業者】

- 完全失業者数は 231 万人。前年同月に比べ 40 万人の減少。51 か月連続の減少
- 求職理由別に前年同月と比べると、「勤め先や事業の都合による離職」が 13 万人の減少。「自発的な離職(自己都合)」が 8 万人の減少

【完全失業率】

- 完全失業率(季節調整値)は 3.5%。前月に比べ 0.3 ポイントの低下

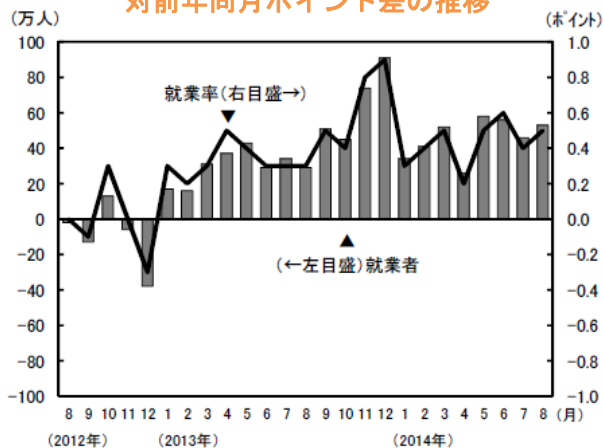
【非労働力人口】

- 非労働力人口は 4479 万人。前年同月に比べ 20 万人の減少。4 か月連続の減少

原 数 値	実数 (万人, %)	対前年同月増減 (万人, ポイント)				
		8月	7月	6月	5月	
就業者	6363	53	46	56	58	
自営業主・家族従業者	731	11	-8	8	16	
雇用者	5600	38	53	46	38	
(雇用形態別)						
正規の職員・従業員	3305	-4	-6	-2	1	
非正規の職員・従業員	1948	42	60	36	30	
(雇用形態別)						
パート	932	2	17	17	18	
アルバイト	400	2	2	10	2	
労働者派遣事業所の派遣社員	112	4	15	-4	0	
契約社員	296	19	12	18	17	
嘱託	119	7	7	-4	-5	
その他	88	7	8	0	-1	
(主な産業別)						
農業、林業	225	4	-2	-7	-11	
建設業	506	22	19	1	8	
製造業	1036	0	5	-7	7	
情報通信業	202	8	17	9	4	
運輸業、郵便業	326	-2	17	15	4	
卸売業、小売業	1059	-22	-17	16	11	
学術研究、専門・技術サービス業	204	-2	-3	4	0	
宿泊業、飲食サービス業	374	-2	1	8	3	
生活関連サービス業、娯楽業	244	-5	-5	4	-1	
教育、学習支援業	287	9	3	14	5	
医療、福祉	753	17	7	16	43	
サービス業(他に分類されないもの)	402	-4	-16	1	-7	
就業率	57.4	0.5	0.4	0.6	0.5	
うち15～64歳	72.8	1.1	0.9	1.0	1.2	
完全失業者	231	-40	-7	-15	-37	
男	141	-25	-17	-15	-24	
女	91	-14	9	-1	-13	
(求職理由別)						
定年又は雇用契約の満了	26	-6	-3	-3	-1	
勤め先や事業の都合	44	-13	-7	-16	-22	
自発的(自己都合)	93	-8	-3	3	-10	
学卒未就職	12	-3	-4	-2	-2	
収入を得る必要が生じたから	31	-5	4	0	-2	
その他	21	-3	4	2	0	
非労働力人口	4479	-20	-43	-47	-26	

季節調整値	実 数 (%)	対前月増減 (ポイント)			
		8月	7月	6月	5月
完全失業率	3.5	-0.3	0.1	0.2	-0.1
男	3.8	0.0	0.0	0.1	-0.1
女	3.2	-0.5	0.2	0.1	0.0

図1 就業者の対前年同月増減と就業率の対前年同月ポイント差の推移



注) 東日本大震災により調査が困難となった2011年(平成23年)3～8月は、関連統計等を用いて補完推計を行った。そのため、2012年3～8月の対前年同月増減は、補完推計値を用いた2011年3～8月と比較した参考値である。

1 就業状態別人口

- 前年同月に比べ、労働力人口は14万人(0.2%)の増加、非労働力人口は20万人(0.4%)の減少
- 15～64歳の労働力人口は44万人(0.7%)の減少、非労働力人口は70万人(3.5%)の減少
- 65歳以上の労働力人口は59万人(9.0%)の増加、非労働力人口は50万人(2.0%)の増加

表1 就業状態別人口

(万人, %, ポイント)

2014年 8月 (平成26年)	実数			対前年同月増減		
	男女計	男	女	男女計	男	女
15歳以上人口 総数	11079	5345	5734	-7	-4	-3
15～64歳	7789	3927	3862	-116	-56	-60
65歳以上	3290	1418	1872	109	52	57
労働力人口 総数	6595	3776	2819	14	-2	16
15～64歳	5882	3337	2545	-44	-40	-5
65歳以上	713	438	275	59	37	21
就業者 総数	6363	3635	2728	53	23	30
15～64歳	5668	3210	2458	-3	-14	11
65歳以上	696	425	271	57	37	20
完全失業者 総数	231	141	91	-40	-25	-14
15～64歳	214	127	87	-41	-26	-15
65歳以上	17	13	4	1	0	1
非労働力人口 総数	4479	1566	2912	-20	-2	-19
15～64歳	1902	587	1315	-70	-15	-55
65歳以上	2577	979	1597	50	13	36
労働力人口比率 総数	59.5	70.6	49.2	0.1	0.0	0.3
15～64歳	75.5	85.0	65.9	0.5	0.2	0.9
65歳以上	21.7	30.9	14.7	1.1	1.5	0.7
就業率 総数	57.4	68.0	47.6	0.5	0.5	0.6
15～64歳	72.8	81.7	63.6	1.1	0.8	1.2
65歳以上	21.2	30.0	14.5	1.1	1.6	0.7

2 就業者の動向

1 就業者数

- 就業者数は6363万人。前年同月に比べ53万人(0.8%)の増加。20か月連続の増加。
男性は23万人の増加、女性は30万人の増加

表2 男女別就業者

(万人)

2014年 8月 (平成26年)	実数	対前年 同月増減
就業者	6363	53
男	3635	23
女	2728	30

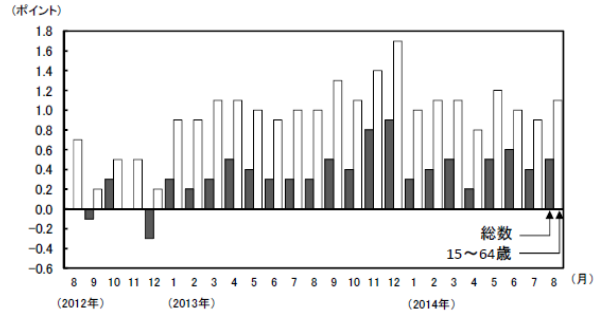
図2 就業者の推移 (男女計)



2 就業率

- 就業率(15歳以上人口に占める就業者の割合)は57.4%。前年同月に比べ0.5ポイントの上昇
- 15~64歳の就業率は72.8%。前年同月に比べ1.1ポイントの上昇。
男性は81.7%。0.8ポイントの上昇。
女性は63.6%。1.2ポイントの上昇

図3 就業率の対前年同月ポイント差の推移



3 従業上の地位

- 自営業主・家族従業者数は731万人。前年同月に比べ11万人(1.5%)の増加
- 雇用者数は5600万人。前年同月に比べ38万人(0.7%)の増加。20か月連続の増加。
男性は3168万人。9万人の増加。
女性は2432万人。29万人の増加
- 非農林業雇用者数は5547万人。
常雇は5124万人。常雇のうち、
無期の契約は3706万人。
有期の契約は1074万人

表3 従業員の地位別従業者

2014年 8月 (平成26年)	(万人)	
	実数	対前年 同月増減
就業者	6363	53
自営業主・家族従業者	731	11
雇用者	5600	38
男	3168	9
女	2432	29
うち非農林業雇用者	5547	39
常雇	5124	82
無期の契約	3706	-4
有期の契約	1074	84
役員	344	3
臨時雇	350	-40
日雇	74	-2

4 雇用形態

- 正規の職員・従業員数は3305万人。前年同月に比べ4万人(0.1%)の減少
- 非正規の職員・従業員数は1948万人。前年同月に比べ42万人(2.2%)の増加
- 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は37.1%

表4 雇用形態別雇用者

2014年 8月 (平成26年)	(万人, %)								
	男女計			男			女		
	実数	対前年 同月増減	割合	実数	対前年 同月増減	割合	実数	対前年 同月増減	割合
役員を除く雇用者	5253	37	...	2904	4	...	2348	32	...
正規の職員・従業員	3305	-4	62.9	2274	-10	78.3	1031	6	43.9
非正規の職員・従業員	1948	42	37.1	630	16	21.7	1318	27	56.1
パート	932	2	17.7	105	1	3.6	827	1	35.2
アルバイト	400	2	7.6	205	0	7.1	195	3	8.3
労働者派遣事業所の派遣社員	112	4	2.1	42	-2	1.4	70	7	3.0
契約社員	296	19	5.6	159	10	5.5	137	9	5.8
嘱託	119	7	2.3	74	3	2.5	45	3	1.9
その他	88	7	1.7	44	3	1.5	44	4	1.9

注) 割合は、「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める割合を示す。

相続税基礎控除縮減で課税対象者倍増 相続税改正の概要と 事前相続対策

ポイント

- 1 平成27年1月相続税・贈与税改正の概要
.....
- 2 相続税負担増加の影響と贈与税の減少効果
.....
- 3 相続税負担を軽減する事前相続対策
.....



1 平成27年1月相続税・贈与税改正の概要

■ 相続税基礎控除が40%縮減

相続税の基礎控除額は、高度経済成長期における地価の上昇を反映して拡大が続けられてきました。バブル崩壊後も、基礎控除額は据え置かれたままでしたが、今回、政府は、基礎控除を従来の60%とする大幅な改正を実施しました。

現行： $5,000\text{万円} + (1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数})$



改定後： $3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人数})$

相続人が1人の場合の場合、従来の基礎控除額は、6,000万円でしたが、今回の改正により、3,600万円に縮小となります。よって、相続財産額4,000万円の場合、従来は相続税が課税されませんでした。しかし、改正により配偶者の特例等を考慮しない場合の相続税額は、40万円となります。

■ 2億円超の相続税率がアップ

今回の改正では、相続税の税率も見直しされました。取得金額2億円以上の部分が改正となります。また、従来、最高税率は50%でしたが、取得金額が6億円以上の場合には、55%に引き上げになりました。これにより、多額の財産を有する場合の相続税が引き上げられます。

各法定相続人の取得金額	【改正前】 税率	【改正後】 税率
1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超 3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超 5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超 1億円以下	30%	30%
1億円超 2億以下	40%	40%
2億円超 3億円以下		45%
3億円超 6億円以下	50%	50%
6億円超		55%

■ 控除の拡大で一部相続人に配慮

今回の改正に伴い、未成年の相続人及び障がいのある方への相続に対し、控除額を拡大し、一定の配慮を行っております。

2 相続税負担増加の影響と贈与税の減少効果

■ 倍増する相続税申告対象者

今回の相続税基礎控除引き下げに伴い、それまで無関係だった相続人にも相続税の申告が必要になるケースが大幅に増加することが見込まれております。

平成 24 年の実績では、死亡者数 1,256,359 人に対して相続税申告数 52,394 人となっており、全体の 4.2%となっていますが、今回の改正で大幅な増加が見込まれています。

改正前(平成 24 年) 4.2% ⇒ 改正後 6~8%?

下記の図のとおり、3,000 万円の評価であるマンションと現金 3,000 万円を相続したケースを想定しますと、改正前は相続税の対象となりませんが、改正後は相続税申告の対象となります。

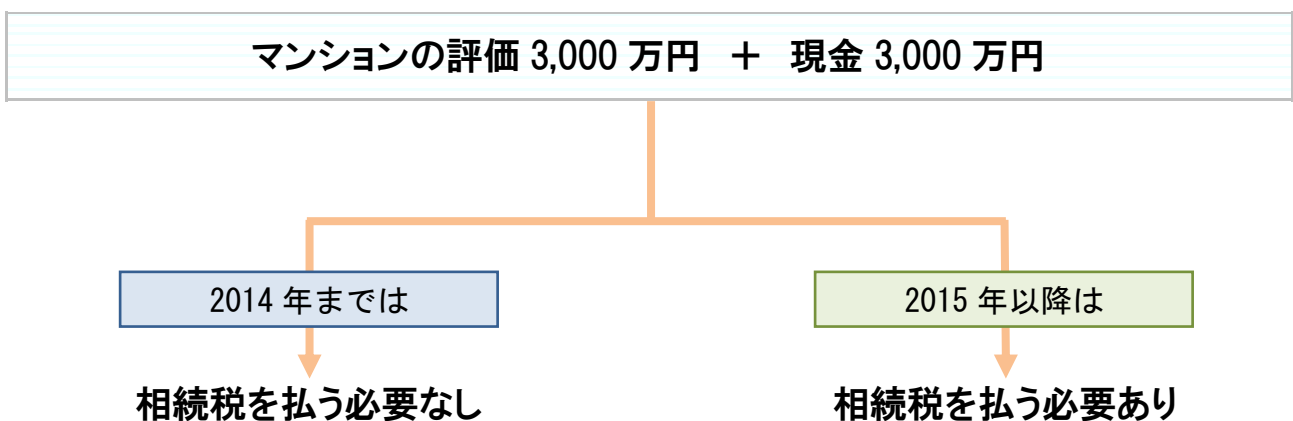
■ 父親が死亡し、相続人は子供 2 人

● 相続税の発生ラインは？

2014 年までは	2015 年以降は
基礎控除となる金額は 7,000 万円	基礎控除となる金額は 4,200 万円
5,000 万円 + 1,000 万円 × 2 (相続人の数)	3,000 万円 + 600 万円 × 2 (相続人の数)
相続財産の評価額が 7,000 万円超から 相続税の支払い必要	相続財産の評価額が 4,200 万円超から 相続税の支払い必要

基礎控除額が 6 割に減額

● このケースの場合は……



■ 改正前後相続税額比較

■ 前提条件

- 相続人は子供2人
- 法定相続分にて相続
- 改正により基礎控除が7,000万円から4,200万円へ減少

(1) 相続財産1億円の場合

■改正前	⇒	■改正後
子供1名につき 175万円 2名合計 350万円	420万円増	子供1名につき 385万円 2名合計 770万円

財産額1億円の場合、税率は変わりませんが、基礎控除額の減少により相続税額が増加します。

(2) 相続財産3億円の場合

■改正前	⇒	■改正後
子供1名につき 2,900万円 2名合計 5,800万円	1,120万円増	子供1名につき 3,460万円 2名合計 6,920万円

財産額3億円の場合、税率は変わりませんが、基礎控除の減少により、税率の高い部分が増加するために、税額がアップします。

(3) 相続財産5億円の場合

■改正前	⇒	■改正後
子供1名につき 6,900万円 2名合計 1億3,800万円	1,410万円増	子供1名につき 7,605万円 2名合計 1億5,210万円

財産額5億円の場合、基礎控除額の減少と、相続税率アップにより、相続税額が増加します。

3 相続税負担を軽減する事前相続対策

■ メリットの大きい生前贈与に注目

(1) 相続対策は他人事ではない

今回の大増税改正により、それほど多くない財産でも相続税がかかることとなります。今まで相続税に無縁だった人も、相続対策が必要となります。

一方で、贈与税については、高齢者から子・孫等の若年層への資金を移すことを念頭に置いた改正となっており、贈与しやすい環境が整いつつあります。

今回の改正を機に、贈与について見直し、相続税の対策を検討しましょう。

(2) 生前贈与のメリット

① 財産が減れば相続税も減る

相続財産の減少は、相続税の減少につながります。相続税は累進課税となっており、相続財産が多ければ多いほど、節税効果は大きくなります。

② 相続財産を増やさないための生前贈与

今はそれほど価値のない財産でも、相続時にはとんでもない価値になっている可能性もあります。そのような財産は、価値が低いうちに贈与することが有効となります。価値が増加した後の贈与では、多額の贈与税が課される可能性があり、節税効果が薄まります。

また、収益不動産などを贈与することにより、その物件から得られる収入を次の世代に移すことができ、結果として財産の増加を抑えることが出来ます。

③ 自分の意思で財産の分割が出来る

遺産分割は、遺言がない限り、本人の意思に関わらず残された相続人によって決められます。従いまして、本人の希望がある場合には、生前に贈与することによってその意思を明確にすることが出来ます。

④ 孫への贈与で相続税を1回スキップ

贈与は、子供に限ったものではありません。孫への贈与も当然可能です。相続は、親から子、子から孫へと行われ、その都度、相続税が課されますが、孫へ贈与することにより、相続税の負担を1回スキップすることが出来ます。

経営データベース ①

ジャンル: 企業運営 > サブジャンル: 経費削減



経費削減に対する意識の持ち方

よく経費を削減しろと言われてますが、企業における経費削減とはどのようなことなのでしょう？ただ経費を使わないようにすれば良いのでしょうか？



1 全社で取り組むという意識を持つ

経費削減には、様々な方法がありますが、大きく分けると「仕入」、「一般管理費」、「人件費」、「業務管理」、「金融費用」、「節税」などに分けることができます。

■経費削減の際に着目する費用

- | | | |
|-------|--------|--------|
| ●仕入 | ●一般管理費 | ●人件費 |
| ●業務管理 | ●金融費用 | ●節税 など |

これらは、決して、経営者のみでできるものではありません。経費削減を実現するためには、全社が一丸となって取り組まなければなりません。社員に経費削減の意識を持たせることが必要なのです。会社を継続していくためには、利益を得ることが必要です。社員の中には、自分さえよければ会社の利益は関係ないという意識を持ち、紙の無駄遣いや事務用品の紛失・過剰要求する者が現れることもあります。これら経費削減の意識が乏しい社員による行為の積み重ねが、経費の無駄を招くこととなります。これらの行為を防止するためには、社員に経費について常に高い意識を持たせる必要があります。

2 経費削減に対する意識をどのように持たせるか

最近では、経費削減というと、真っ先に人件費の削減に着手しようとする会社が多く見られます。しかし、経費削減を全社一体的に行なうことを考えると、人件費を削減された社員に経費削減の意識をさらに高めるようにといっても、モチベーションを高めることは難しくなります。

人件費が削減されたことにより、モチベーションが低下してしまい、その影響で売上が低下してしまうようであれば、その経費削減は成功したとは言えません。

3 ルールを決め経費削減につなげる

経費削減を実現するための重要な要素として、継続性が挙げられます。本来、経費削減に関しては、1回ぐらいでうまくいくことは少ない、ということを理解し、継続して経費削減に取り組まなければなりません。経費削減は、細かな積み重ねであり、1つひとつの取組みを着実に行うことで、その結果として利益に貢献します。

例えば、冬季の暖房の温度設定を個人の感覚で温度調整してというような場合、一概には言えない部分もありますが、無駄な暖房費がかかっている可能性が高いといえます。

経営データベース ②

ジャンル: 企業運営 > サブジャンル: 経費削減



削減を検討すべき2つの費用

経費のうち安易に人件費を削減すべきでは無いといいますが、その他に優先して削減すべき経費とはどのようなものですか？



1 変動費の削減

変動費削減は、調達先の絞込み、物流コスト削減等により実現します。外注部分の内製化による削減も、実現可能かどうか検討します。物流コストの削減は、共同倉庫の利用、共同配送、あるいは倉庫をカットして直送するなどによって実現します。

■変動費削減の具体例

- 外注部分を自社で取り込む
- 委託、消化仕入から完全買取仕入に変更し仕入原価を下げる
- 共同倉庫、共同配送化により物流コストを削減
- インターネット活用による、より安価な部品・材料の調達
- 3社見積1社受注を徹底し、仕入業者拡大と費用削減を図る

また、人的資源を有効に活用するためには、人員の適正配置を検討しなければなりません。

例えば、多くの部門が存在する企業であれば、業績の好調な部門で人手が足りないからといって、すぐに社員を募集するのではなく、業績の不調な部門から好調な部門へ人員を異動させるなどの方法を取り、人員の適正配置を行うべきです。

2 固定費の削減

ランニングコスト、施設維持管理コストなど、毎月一定額を支払っているものについては、必要な経費として削減しなくても良いコストのものもあります。

職場の中において、無駄な経費がないかどうか経費を洗い出し、必要経費と削減（または廃止）可能な経費を分類し、削減可能な経費については、出来るだけ早い段階で削減に着手します。

早く手を付ければ、早く削減効果が期待できるからです。と説明されています。ただし、インターネットを用いてビジネスモデルを運用する際に、何らかの工夫がなされていれば、進歩性があると主張できる可能性が生じます。また、ビジネスモデルそのものが新しければ、進歩性を主張できる可能性があります。

■固定費削減の具体例

- 旅費規程の見直し
- 社用車を、リース車や自家用車借上げ方式へ切り替え
- 保守管理契約内容の見直し
- ミスコピーの裏紙活用
- 制服の廃止
- など